

●香川県監査委員公表第34号

平成20年10月7日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年12月5日

香川県監査委員	平	木	享
	同	水	本 勝 規
	同	鍋	嶋 明 人
	同	野	田 峻 司

第1 監査の請求

1 請求人

高松市多肥上町1882-30 渡辺 智子

2 請求書の提出

平成20年10月7日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求は、「別紙事実証明書1（2008年9月4日付山陽新聞の記事）の記載によると、県は国立公園施設の清掃を坂出市観光協会に委託（以下「本件業務委託」と呼ぶ）していたが、2007年度分について契約内容通りの業務が行われていないことが昨年秋に判明した。

さらに、2002年から2006年度分については、契約した業務のうち5年間で約350万円分の業務が履行されていないことも判明したにもかかわらず、2007年度分の委託料から相殺することもせず、2007年度分の履行分についてのみ精算払いしている。

しかも、その決裁は、別紙事実証明書2（平成19年度瀬戸内海国立公園大崎山園地維持管理業務委託契約に係る委託料の精算払いについて）、別紙事実証明書3（平成19年度瀬戸内海国立公園城山園地維持管理業務委託に係る委託料の精算払いについて）、および、別紙事実証明書4（平成19年度瀬戸内海国立公園白峰園地維持管理業務委託に係る委託料の精算払いについて）の通り、その決裁は担当課長ではなく、次長が起案し部長に代わって次長自身が支出命令書を決裁し、しかも、決裁期日は記入されていないという極めて異常な形で行われている。

さらに、別紙事実証明書5、6（平成20年10月4日付及び5日付山陽新聞の記事）および、別紙事実証明書7（平成20年10月5日付朝日新聞記事）によれば、坂出市観光協会が県観光協会から委託されていた瀬戸内海国立公園内の施設維持管理業務に関する水増し請求疑惑が浮上している。本件委託業務に関しても同様の水増しが無いかどうかの調査を行い、もしあれば、それらも不履行分に含めて返還請求の必要がある。

本件委託業務の2002年度から2006年度の不履行分について、県が厳正な調査の上、坂出市観光協会に返還請求を行わないことは、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実等に該当するものである。

よって、本件請求人は香川県監査委員が、本件怠る事実について、これまでの調査や事務処理が適正になされたのかどうかを検証するとともに、水増し請求などの不正が行われていなかったかどうかの調査を行い、もし、そのような事実があれば、それらも含めて不履行分の返還請求を行うとともに、再発防止策を講じるなどの必要な措置を早急にとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上請求書原文のとおり）というものである。（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成20年10月9日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「これまでの住民監査請求への対応を見ると、従来の監査委員の制度は機能していない。客観的な外部の目で厳しい監査をする必要があるので、個別外部監査契約に基づく監査による必要がある。」（以上原文のとおり）として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件請求は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

2 知事に自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、国立公園施設の清掃業務委託契約に係る不履行分について返還請求を行わないことに関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

平成14年度から同18年度までの瀬戸内海国立公園に係る園地及び公衆トイレの維持管理業務（以下「園地維持管理業務」という。）の坂出市観光協会への委託契約に係る不履行分について、返還請求を行わないことが違法又は不当であるか否か、並びに上記園地維持管理業務に関連して、平成19年度大崎山、白峰、城山及び沙弥島^{まやま}の園地維持管理業務の同協会への委託契約について監査を実施した。

2 監査対象部局

環境森林部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成20年10月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日に請求人の出席があり、請求の趣旨を補充する陳述が行われ、その中で、住民監査請求に至った理由として、県の委託業務が適正に行われるため及び県の業務が公正・公平に透明性を持って行われるために請求したもので、監査委員に対しては、本件怠る事実に至った経緯についても調査するように述べた。また、新たな証拠として、事実証明書（1-1平成20年9月22日付行政文書公開請求書、1-2平成20年10月20日付行政文書一部公開決定通知書、1-3瀬戸内海国立公園園地維持管理業務委託金の返還額積算表、1-4平成20年1月8日受付国立公園公衆トイレ・園地管理委託業務について）の提出があった。（事実証明書省略）

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、環境森林部及び同部の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 県が坂出市観光協会に委託した平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務について平成20年10月16日付け環境森林部提出資料によれば、県が、坂出市観光協会に委託した平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務及びその業務に伴い県から同協会に支出された金額は、次の①から⑤までのとおりである。

① 平成14年度園地維持管理業務に係る県から坂出市観光協会への業務委託・委託料の支出
ア 業務委託契約 次のとおり、平成14年4月1日付けで契約が締結されている。委託期間は、同日から翌年3月31日まで

a 園地維持管理

業務内容は、大崎山園地(3,400㎡)、城山園地(3,700㎡)及び沙弥島園地(2,100㎡)の除草・清掃

委託金額は、1,679,000円

b 公衆トイレ維持管理

業務内容は、6箇所の公衆トイレの年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回及び城山88回)の清掃並びにこれらトイレにおけるトイレトーパーの補給及び設備の軽微な補修

委託金額は、819,680円

イ 実績報告 次のとおり、平成15年4月10日付けで坂出市観光協会から県に報告されている。なお、園地維持管理業務委託に係る実績報告書には4箇所の除草作業前後の写真(撮影時期・場所は不明)と2箇所の清掃作業前後の写真(撮影時期・場所は不明)が添付されている。公衆トイレ維持管理業務委託契約には写真は不添付

a 園地維持管理

除草については、大崎山園地年1回、城山園地年1回及び沙弥島園地年2回実施。(社)坂出市シルバー人材センターへ478,760円分を再委託

清掃については、大崎山園地年52回~100回、城山園地年88回、沙弥島園地随時実施されているほか、委託区域外の青峰・黒峰園地において、年52回~100回実施。(社)坂出市シルバー人材センターへ745,850円分を再委託

b 公衆トイレ維持管理

公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターへ790,742円で再委託し、年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回、城山88回)の清掃を実施

トイレトーパーの補給については、(社)坂出市シルバー人材センターへ28,938円で再委託して実施

ウ 履行確認 県担当者が書類上の審査を行い履行確認。現地確認は行われていない。

エ 支出 年間支出額2,498,680円(園地維持管理分1,679,000円・公衆トイレ清掃分819,680円)。その内訳は次のとおり

平成14年10月2日に公衆トイレ清掃分655,000円、同月4日に園地維持管理分1,340,000円を前金払(計1,995,000円)

平成15年5月20日に園地維持管理分339,000円、同月22日に公衆トイレ清掃分164,680円を精算払(計503,680円)

- ② 平成15年度園地維持管理業務に係る県から坂出市観光協会への業務委託・委託料の支出
- ア 業務委託契約 次のとおり、平成15年4月1日付けで契約が締結されている。委託期間は、同日から翌年3月31日まで
- a 園地維持管理
業務内容は、大崎山園地(3,400㎡)、城山園地(3,700㎡)及び沙弥島園地(2,100㎡)の除草・清掃
委託金額は、1,679,000円
- b 公衆トイレ維持管理
業務内容は、6箇所の公衆トイレの年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回及び城山88回)の清掃並びにこれらトイレにおけるトイレトーパーの補給及び設備の軽微な補修
委託金額は、819,680円
- イ 実績報告 次のとおり、平成16年4月5日付けで坂出市観光協会から県に報告されている。なお、園地維持管理業務委託契約に係る実績報告書には大崎山園地(4箇所)・城山園地(2箇所)の除草作業前後の写真及び大崎山園地(4箇所)・城山園地(1箇所)の清掃作業前後の写真(撮影時期は不明)が添付されているほか、委託区域外の青峰・黒峰園地の3箇所の清掃作業前後の写真が添付されている。公衆トイレ維持管理業務委託契約には写真は不添付
- a 園地維持管理
除草については、大崎山園地年1回、城山園地年1回及び沙弥島園地年2回実施。坂出観光ボランティア会へ630,000円分を再委託
清掃については、大崎山園地年52回~104回、城山園地年88回、沙弥島園地随時実施されているほか、委託区域外の青峰・黒峰園地において、年52回~104回実施。(社)坂出市シルバー人材センターへ700,000円分を再委託
- b 公衆トイレ維持管理
公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターへ780,760円で再委託し、年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回、城山88回)の清掃を実施
トイレトーパーの補給については(社)坂出市シルバー人材センターへ36,800円で、設備の軽微な補修については同センターへ2,120円で再委託して実施
- ウ 履行確認 県担当者が書類上の審査を行い履行確認。現地確認は行われていない。
- エ 支出 年間支出額2,498,680円(園地維持管理分1,679,000円・公衆トイレ清掃分819,680円)。その内訳は次のとおり
平成15年9月12日に、1,995,000円(園地維持管理分1,340,000円・公衆トイレ清掃分655,000円)を前金払
平成16年5月20日に園地維持管理分339,000円、同月21日に公衆トイレ清掃分164,680

円を精算払（計503,680円）

- ③ 平成16年度園地維持管理業務に係る県から坂出市観光協会への業務委託・委託料の支出
- ア 業務委託契約 次のとおり、平成16年4月1日付けで契約が締結されている。委託期間は、同日から翌年3月31日まで
- a 園地維持管理
業務内容は、大崎山園地（3,400㎡）、城山園地（3,700㎡）及び沙弥島園地（2,100㎡）の除草・清掃
委託金額は、1,679,000円
- b 公衆トイレ維持管理
業務内容は、6箇所の公衆トイレの年間436回（青峰88回、黒峰52回、大崎山（汲取）52回、大崎山（水洗）104回、白峰52回及び城山88回）の清掃並びにこれらトイレにおけるトイレトーパーの補給及び設備の軽微な補修
委託金額は、819,680円
- イ 実績報告 次のとおり、平成17年4月12日付けで坂出市観光協会から県に報告されている。なお、園地維持管理業務委託契約に係る実績報告書には大崎山園地（2箇所）・城山園地（1箇所）の除草作業前後の写真及び大崎山園地（4箇所）・城山園地（1箇所）の清掃作業前後の写真（撮影時期は不明）が添付されているほか、委託区域外の青峰・黒峰園地の2箇所の清掃作業前後の写真が添付されている。公衆トイレ維持管理業務委託契約には写真は不添付
- a 園地維持管理
除草については、大崎山園地年1回、城山園地年1回及び沙弥島園地年2回実施。坂出観光ボランティア会へ681,000円分を再委託
清掃については、大崎山園地年52回～104回、城山園地年88回、沙弥島園地随時実施されているほか、委託区域外の青峰・黒峰園地において、年52回～104回実施。（社）坂出市シルバー人材センターへ656,000円分を再委託
- b 公衆トイレ維持管理
公衆トイレの清掃については、（社）坂出市シルバー人材センターへ791,340円で再委託し、年間436回（青峰88回、黒峰52回、大崎山（汲取）52回、大崎山（水洗）104回、白峰52回、城山88回）の清掃を実施
トイレトーパーの補給については、（社）坂出市シルバー人材センターへ28,340円で再委託して実施
- ウ 履行確認 県担当者が書類上の審査を行い履行確認。現地確認は行われていない。
- エ 支出 年間支出額2,498,680円（園地維持管理分1,679,000円・公衆トイレ清掃分819,680円）。その内訳は次のとおり
平成16年9月21日に、1,995,000円（園地維持管理分1,340,000円・公衆トイレ清掃分655,000円）を前金払
平成17年5月20日に公衆トイレ維持管理分164,680円、同月25日に園地維持管理分339,000円を精算払（計503,680円）
- ④ 平成17年度園地維持管理業務に係る県から坂出市観光協会への業務委託・委託料の支出
- ア 業務委託契約 次のとおり、平成17年4月1日付けで契約が締結されている。委託期

間は、同日から翌年3月31日まで

a 園地維持管理

業務内容は、大崎山園地(3,400㎡)、城山園地(3,700㎡)及び沙弥島園地(2,100㎡)の除草・清掃

委託金額は、1,679,000円

b 公衆トイレ維持管理

業務内容は、6箇所の公衆トイレの年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回及び城山88回)の清掃並びにこれらトイレにおけるトイレトーパーの補給及び設備の軽微な補修

委託金額は、819,680円

イ 実績報告 次のとおり、平成18年4月10日付けで坂出市観光協会から県に報告されている。なお、園地維持管理業務委託契約に係る実績報告書には大崎山園地(4箇所)・城山園地(1箇所)の除草作業前後の写真及び大崎山園地(3箇所)・城山園地(1箇所)・沙弥島(1箇所)の清掃作業前後の写真(撮影時期は不明)が添付されている。公衆トイレ維持管理業務委託契約には写真は不添付

a 園地維持管理

除草については、大崎山園地年1回、城山園地年1回及び沙弥島園地年2回実施。坂出観光ボランティア会へ733,000円分を再委託

清掃については、大崎山園地年52回～104回、城山園地年88回、沙弥島園地随時実施。(社)坂出市シルバー人材センターへ641,000円分を再委託

b 公衆トイレ維持管理

公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターへ793,630円で再委託し、年間436回(青峰88回、黒峰52回、大崎山(汲取)52回、大崎山(水洗)104回、白峰52回、城山88回)の清掃を実施

トイレトーパーの補給については、(社)坂出市シルバー人材センターへ23,890円で再委託して実施

ウ 履行確認 県担当者が書類上の審査を行い履行確認。現地確認は行われていない。

エ 支出 年間支出額2,498,680円(園地維持管理分1,679,000円・公衆トイレ清掃分819,680円)。その内訳は次のとおり

平成17年9月9日に、1,995,000円(園地維持管理分1,340,000円・公衆トイレ清掃分655,000円)を前金払

平成18年5月18日に、503,680円(園地維持管理分339,000円、公衆トイレ維持管理分164,680円)を精算払

⑤ 平成18年度園地維持管理業務に係る県から坂出市観光協会への業務委託・委託料の支出

ア 業務委託契約 次のとおり、平成18年4月1日付けで契約が締結されている。委託期間は、同日から翌年3月31日まで

a 園地維持管理

業務内容は、大崎山園地(3,900㎡)、城山園地(3,700㎡)及び沙弥島園地(2,100㎡)の除草・清掃

委託金額は、1,770,250円

b 公衆トイレ維持管理

業務内容は、6箇所の公衆トイレの年間436回（青峰88回、黒峰52回、大崎山（汲取）52回、大崎山（水洗）104回、白峰52回及び城山88回）の清掃並びにこれらトイレにおけるトイレトーパーの補給及び設備の軽微な補修

委託金額は、819,680円

イ 実績報告 次のとおり、平成19年4月5日付けで坂出市観光協会から県に報告されている。なお、園地維持管理業務委託契約に係る実績報告書には大崎山園地（4箇所）・城山園地（1箇所）の除草作業前後の写真及び大崎山園地（4箇所）・城山園地（1箇所）の清掃作業前後の写真（撮影時期は不明）が添付されている。公衆トイレ維持管理業務委託契約には写真は不添付

a 園地維持管理

除草については、大崎山園地年1回、城山園地年1回及び沙弥島園地年2回実施。坂出観光ボランティア会へ747,700円分を再委託

清掃については、大崎山園地年52回～104回、城山園地年88回、沙弥島園地随時実施。（社）坂出市シルバー人材センターへ619,200円分を再委託

b 公衆トイレ維持管理

公衆トイレの清掃については、（社）坂出市シルバー人材センターへ794,080円で再委託し、年間436回（青峰88回、黒峰52回、大崎山（汲取）52回、大崎山（水洗）104回、白峰52回、城山88回）の清掃を実施

トイレトーパーの補給については、（社）坂出市シルバー人材センターへ25,600円で再委託して実施

ウ 履行確認 県担当者が書類上の審査を行い履行確認。現地確認は行われていない。

エ 支出 年間支出額2,589,930円（園地維持管理分1,770,250円・公衆トイレ清掃分819,680円）。その内訳は次のとおり

平成18年8月18日に、2,065,000円（園地維持管理分1,410,000円・公衆トイレ清掃分655,000円）を前金払

平成19年5月18日に公衆トイレ維持管理分164,680円、同月22日に園地維持管理分360,250円を精算払（計524,930円）

(2) 県における平成19年度園地維持管理業務の公募・見積書採用

① 平成19年3月12日から20日まで、県は、大崎山、白峰、城山及び沙弥島に係る平成19年度園地維持管理業務について、公募を行う（見積書提出期限同年3月29日）。

大崎山園地 トイレ清掃2棟 年156回、園地除草 年2回、園地清掃年24回

白峰園地 トイレ清掃1棟 年52回

城山園地 トイレ清掃1棟 年88回、園地除草 年2回、園地清掃年24回

沙弥島園地 園地除草 年2回、園地清掃年24回

② 平成19年3月27日、坂出市観光協会から県に見積書が提出される。その内容は次のとおり

大崎山園地 1,005,030円（税込）

白峰園地 97,760円（税込）

城山園地 840,690円（税込）

沙弥島園地 383,250円（税込）

- ③ 見積書の提出があったのは坂出市観光協会のみであり、県は、平成19年3月29日、同協会から提出された見積書を採用する。しかし、その後、同協会との契約締結事務が遅延し、同年11月20日に至るまで当該契約締結事務は行われていない。

(3) 返還問題の端緒

- ① 県環境森林部みどり保全課石垣課長及び同課貞廣副主幹から当監査委員に提出された陳述書（平成20年10月23日付け）によると、両名は、平成19年11月20日に坂出市観光協会を訪問し、同協会塩田事務局長と面談している。

その面談した目的について、石垣課長は、平成20年10月30日付け陳述書で「翌年度予算編成に当たって委託業務の見直しを行う必要があるため、全ての委託先に対して平成19年11月2日より、順次行った現地検分及び委託先訪問の一環であった。」と述べているが、貞廣副主幹の平成20年10月31日付け陳述書によると「面談した目的の一には、平成19年度契約関係書類4園地分（大崎山園地、城山園地、沙弥島園地、白峰園地）を携行し、これを、当該事務局長に提示し、契約行為の完結を^{しゅうりょう}憑^{しょう}することがあった」とあり、石垣課長の訪問目的の一つは、県が坂出市観光協会提出の見積書を平成19年3月29日に採用してから半年以上も経過していたにもかかわらず、同協会との契約締結事務が行われていないことが判明したため、未押印の平成19年度契約関係書類を持参し、契約締結日を年度当初（同年4月1日）に^そ遡^{さう}及した契約書を作成するための事務を再開しようとしたことであったものと思料される。

このとき、石垣課長及び貞廣副主幹は、坂出市観光協会塩田事務局長から、同協会は、県から示された契約仕様書どおりに園地維持管理業務を履行していないという口述を聴取したものである。石垣課長陳述書（平成20年10月23日付け・同月30日付け・11月5日付け）及び貞廣副主幹陳述書（平成20年10月23日付け・同月31日付け・11月5日付け）によると、両名が塩田事務局長から聴取したという内容は、次のとおりである。

「(a) 沙弥島園地については、塩田事務局長着任（5年前）以後（平成15年4月1日以後と思料される。）、本年度（平成19年度）に至るまでの間、市観光協会は維持管理業務を全く実施していない。また、着任前も、同状況であると聞いている。なお、地元自治会に属する者が清掃等作業を実施していると聞いたことがある。

(b) 大崎山園地（W造、水洗トイレ）及び城山園地の公衆トイレ清掃については、業務仕様書では、104回又は88回と記載されているが、実際の作業は、（社）坂出市シルバー人材センターに委託し、4箇所のトイレについて週1回巡回して清掃しており、清掃回数は年間52回となっている。なお、18年度以前については、6箇所のトイレを週1回巡回して清掃していた。

（※1）県が坂出市観光協会に清掃業務の委託をしていた公衆トイレは、平成14年度から同18年度までの間は大崎山2箇所・城山・白峰・青峰（中山）・黒峰の6箇所、平成19年度は大崎山2箇所・城山・白峰の4箇所である。

（※2）県から坂出市観光協会に委託をしていた公衆トイレの年間清掃回数は、平成14年度から同18年度までの間は大崎山（水洗）104回・大崎山（汲取）52回・城山88回・白峰52回・青峰（中山）52回・黒峰52回、平成19年度は大崎山（水洗）104回・大崎山（汲取）52回・城山88回・白峰52回である。

（※3）坂出市観光協会が（社）坂出市シルバー人材センターに清掃業務を再委託していたのは、大崎山2箇所・城山・白峰・青峰（中山）・黒峰の6箇所

(※4) 週1回清掃は、年間に換算すると52回

(c) 大崎山園地及び城山園地の除草については、各年度1回のみ実施している。

(d) 各年度の公衆トイレ清掃実績報告に際しては、実際の履行回数ではなく、業務仕様書による清掃回数を記載している。」

なお、石垣課長及び貞廣副主幹は、坂出市観光協会塩田事務局長から上記のような発言があったため、携行していた平成19年度契約関係書類4園地分（大崎山園地、城山園地、沙弥島園地、白峰園地）のうち、「履行不足がないとの申立のあった『白峰園地』のみの契約関係書類を手交」している（平成20年10月31日付け貞廣副主幹陳述書）。

- ② その後、石垣課長及び貞廣副主幹は、平成19年12月13日に（社）坂出市シルバー人材センター職員2名及び坂出市教育委員会大西教育部長と、同年12月20日に坂出市教育委員会大西教育部長、坂出市商工観光課濱田課長及び坂出市観光協会塩田事務局長と、それぞれ面談し、県が坂出市観光協会に委託した園地維持管理業務について事実関係の聴取を行い、坂出市観光協会が県から示された仕様書どおりに業務を実施していない事実を把握している。

石垣課長及び貞廣副主幹は、同年12月13日に坂出市教育委員会大西教育部長と面談した際、沙弥島園地については、坂出市観光協会が管理しているのではなく、坂出市教育委員会が管理していることを初めて認識している。

なお、同年12月20日に、大崎山及び城山園地の2園地に係る未押印の平成19年度契約書（案）（契約日付は平成19年4月1日）が貞廣副主幹から坂出市観光協会塩田事務局長に手交されている。

- ③ 石垣課長は、上記①、②の内容を聴取したものの、その後、坂出市観光協会に対して、業務委託契約により県が同協会に対して保存を義務づけている必要な帳簿書類の公文書による閲覧又は写しの交付を求めている（平成20年11月5日付け石垣課長陳述書）。

なお、本件監査請求後、当監査委員から石垣課長及び貞廣副主幹に対して、両名が聴取したという上記の内容を証する資料の提出を求めたところ、存在しない（平成20年10月30日付け石垣課長・同年10月31日付け貞廣副主幹陳述書）という理由で一切提出されていない。当監査委員が認定できた両名が聴取したという内容は、当監査委員からの照会に対する回答として両名から提出された陳述書（平成20年10月23日・同月30日・31日・11月5日）の記載事項のみである。

- (4) 県から坂出市側への平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務委託料返還額及び平成19年度園地維持管理業務委託料減額の通知

- ① 平成19年12月25日、みどり保全課から坂出市商工観光課あてに、「瀬戸内海国立公園園地維持管理業務委託金の返還額積算表」が電子メールで送付されている。

この積算表の内容は、平成14年度から同18年度までにかけて県が坂出市観光協会へ委託した園地維持管理業務に対して支出した委託料12,584,650円（園地維持管理分8,486,250円・公衆トイレ清掃分4,098,400円）のうち3,081,850円相当額については、契約に定められた業務が履行されていないとしてその金額の返還及びその返還額に係る利息441,021円の計3,522,871円の支払いを求めるとともに、この時点では、平成19年度園地維持管理業務に係る委託契約は締結されていないことから、当該委託料については、当初契約予定委託料額2,326,730円のうち947,970円を減額するというものである。

- ② この積算表は、石垣課長及び貞廣副主幹が、平成19年11月20日から同年12月13日にかけて

坂出市観光協会塩田事務局長らから聴取した内容（上記（3）①）を基にみどり保全課において作成されたもので、積算表に示された金額は、次のような考えで算定されている。

ア 平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務の委託料返還額3,081,850円（利息抜き）及び利息441,021円の内訳

- a 沙弥島園地については、坂出市観光協会が維持管理（除草・清掃）を全く行っていないことからその分の委託料1,916,250円（383,250円/年×5年）の全額について返還を求める。
- b 大崎山園地公衆トイレ（水洗）の清掃業務については、年間清掃回数が契約では104回となっているが、実際はその半分の52回しか行っていないことから、488,800円（予算単価1,880円/回×52回/年×5年間）の返還を求める。
- c 城山園地公衆トイレの清掃業務については、年間清掃回数が契約では88回となっているが、実際は52回しか行っていないことから、338,400円（予算単価1,880円/回×36回×5年間）の返還を求める。
- d 青峰園地公衆トイレの清掃業務については、年間清掃回数が契約では88回となっているが、実際は52回しか行っていないことから、338,400円（予算単価1,880円/回×36回×5年間）の返還を求める。
- e 利息の計算は、利率を民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による年5%とし、起算日は各年度精算払日の翌日からとする。441,021円は、平成19年度末現在での計算額である。

イ 平成19年度園地維持管理業務の契約予定委託料のうちから減額する947,970円の内訳

- a 沙弥島園地については、坂出市観光協会が維持管理（除草・清掃）を全く行っていないことから、その分の委託料383,250円をすべて減額する。
- b 大崎山園地の公衆トイレ（水洗）清掃業務については、年間清掃回数が契約予定では104回となっているが、実際はその半分の52回しか行っていないことから、97,830円（予算単価1,880円/回×52回）を減額する。また、除草業務が契約予定では年2回となっているが、実際は年1回しか行っていないことから、204,750円（予算単価@52.5円×3,900㎡×1回）、計302,580円を減額する。
- c 城山園地の公衆トイレ清掃業務については、年間清掃回数が契約予定では88回となっているが、実際は52回しか行っていないことから、67,890円（予算単価1,880円/回×36回）を減額する。また、除草業務が契約予定では年2回となっているが、実際は年1回しか行っていないことから、194,250円（予算単価@52.5円×3,700㎡×1回）、計262,140円を減額する。

③ この積算表で示された金額は、石垣課長及び貞廣副主幹が坂出市側から聴取した公衆トイレの年間清掃回数及び年間除草回数を基に作成されたものであり、県職員が坂出市観光協会にて保存されている帳簿書類を閲覧することなどによる裏づけ調査で収集した資料に基づき算定されたものではない。また、この積算表で示された金額は、自治法第231条の規定に基づき調定されたものではなく、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第20条に基づく調定の決裁手続を経たものではない。

(5) 平成19年度園地維持管理業務（大崎山・城山）委託に係る変更契約書（案）の県から坂出市観光協会への送付

平成20年11月13日付け貞廣副主幹陳述書によると、「年明け」に「変更契約文書（用紙と表現することが適切。）」を坂出市観光協会に送付している。このことからすると、時期は明確ではないが、平成20年1月上旬に、みどり保全課から、大崎山及び城山園地の2園地について、未押印の平成19年度契約の変更契約書（案）（変更契約日付は平成19年12月25日）が坂出市観光協会へ送付されたものと思われる。なお、白峰園地に係る平成19年度契約書（案）（契約日付は平成20年4月1日、未押印）は平成19年11月20日に、大崎山・城山園地に係る同年度契約書（案）は同年12月20日に、それぞれ、貞廣副主幹から坂出市観光協会塩田事務局長に手交されている。

これを受け、坂出市観光協会から、同協会会長印の押印された大崎山、城山及び白峰の3園地に係る平成19年度契約書（案）（契約日付は平成19年4月1日）並びに大崎山及び城山の2園地に係る変更契約書（案）（変更契約日付は平成19年12月25日）がみどり保全課に返送されてきている。その返送された時期は不明である。

(6) 坂出市側からの申入れとみどり保全課提示積算表の不承諾

① 平成20年1月8日、坂出市商工観光課濱田課長外2名が県みどり保全課を訪れ、石垣課長及び貞廣副主幹と面談し、標題名「国立公園公衆トイレ・園地管理委託業務について」という坂出市観光協会会長名の書面を提出している。その要旨は、次の事情等を県において検討・配慮して欲しい旨の依頼の申入れである。

ア 沙弥島園地については、坂出市教育委員会が（社）坂出市シルバー人材センターに清掃業務を委託して行っており、その委託料は平成18年度で878,256円要していること。

イ 青峰、黒峰、大崎山（汲取）、大崎山（水洗）、白峰及び城山の6ヵ所の公衆トイレの清掃については、（社）坂出市シルバー人材センターに委託し、夫婦の2人が、平成18年度で青峰102回、黒峰104回、大崎山（汲取）104回、大崎山（水洗）104回、白峰102回、城山100回行い、その委託料は1,438,969円要していること。

② 県環境森林部から当監査委員に提出された経緯書（平成20年10月16日付け）によると、「以降、市より、返還を拒否又は交渉を棚上げする趣旨の主張がなされた」とあり、この時点で、事実上、坂出市側は、平成19年12月25日にみどり保全課が電子メールで送付した積算表の平成14年度から同18年度までの返還額に対して不承諾の意思を表示したものと史料される。

しかしながら、その後の平成20年1月18日、石垣課長と貞廣副主幹は、坂出市商工観光課を再訪し、濱田課長らと面談し、返還を要する額（利息相当額を含む。）の積算根拠を再度説明のうえ、速やかな返還（当該返還手続協議を含む。）を求めている。

(7) 平成19年度園地維持管理業務委託契約・同変更契約の遡及締結

① 上記(5)のとおり、坂出市観光協会から、同協会会長印の押印された3園地（大崎山・城山・白峰）に係る平成19年度契約書及び2園地（大崎山・城山）に係る変更契約書の提出を受け、みどり保全課では、3園地（大崎山・城山・白峰）に係る平成19年度契約の支出負担行為については平成19年4月1日付け、また、2園地（大崎山・城山）に係る変更契約については同年12月25日付けで、それぞれ日付を遡及して起案され、石垣課長が決裁を行っている（これら支出負担行為は、みどり保全課長専決事項）。

その実際の決裁日は不明であるが、平成20年11月13日付け貞廣副主幹陳述書によると「少なくとも、2月上旬頃から3月中旬頃の間は、送達済と誤信していた」とあることから、その頃までには石垣課長の決裁があったものと思われる。

- ② 平成20年3月17日、石垣課長は、みどり保全課川田副主幹とともに坂出市商工観光課を再訪し、濱田課長らと面談し、協議の再開を求めているが、合意に至っていない。

同年11月13日付け貞廣副主幹陳述書によると、「〔このとき、貞廣副主幹は、川田副主幹に、〕手交方依頼したが、協議不調であったことから、市協会を再訪する機会を得ず、結果として同日〔同年3月17日〕午後に郵送したものである。」と述べており、貞廣副主幹が川田副主幹に手交を依頼した書面は、知事印及び坂出市観光協会会長印の押印された平成19年度園地維持管理業務委託契約書（大崎山・城山・白峰）3通及び平成19年度園地維持管理業務変更契約書2通（大崎山・城山）であると思われる。なお、石垣課長は、平成20年11月13日付け陳述書で、これら契約書及び変更契約書の送達事務については「不知」と述べている。

- ③ 平成20年3月17日に、みどり保全課から坂出市観光協会へ郵送された平成19年度園地維持管理業務（城山・白峰・大崎山）委託契約書3通の内容は次のとおり。いずれも契約日は平成19年4月1日付けで、委託期間は同日から翌年3月31日まで

ア 城山園地維持管理

業務内容は、城山園地（3,700㎡）の除草（年2回）・清掃（年24回）及び公衆トイレ1箇所の清掃（年88回）

委託金額は、840,690円

イ 白峰園地維持管理

業務内容は、公衆トイレ1箇所の清掃（年52回）

委託金額は、97,760円

ウ 大崎山園地維持管理

業務内容は、大崎山園地（3,900㎡）の除草（年2回）・清掃（年24回）及び公衆トイレ2箇所の清掃（水洗は年104回、汲取は年52回）

委託金額は、1,005,030円

- ④ 執行伺書の発送欄に記載は無いが、平成20年3月17日にみどり保全課から坂出市観光協会へ郵送されたと推測される平成19年度園地維持管理業務（城山・大崎山）委託変更契約書2通の内容は次のとおり。いずれも変更契約日は平成19年12月25日付けで、委託期間は変更無し

ア 城山園地維持管理

業務内容の変更は、除草を年2回から年1回とし、公衆トイレ1箇所の清掃を年88回から年52回とする。

委託金額は、840,690円を262,140円減額し、578,550円とする。

イ 大崎山園地維持管理

業務内容の変更は、除草を年2回から年1回とし、公衆トイレ（水洗）の清掃を年104回から年52回とする。

委託金額は、1,005,030円を302,580円減額し、702,450円とする。

- (8) 平成19年度園地維持管理業務（城山・白峰・大崎山）委託に係る実績報告書の提出

- ① 平成19年度園地維持管理業務（城山・白峰・大崎山）については、平成20年4月7日付けで、坂出市観光協会から、城山園地維持管理実績額578,550円、白峰園地維持管理実績額97,760円、大崎山園地維持管理実績額702,450円が、次のとおり、県に報告されている。

ア 城山園地維持管理

園地の除草については、坂出市観光ボランティア会に197,500円分で再委託し、年1回実施。なお、1箇所の除草作業写真が添付されている。

園地の清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターに283,290円分で再委託し、年24回実施。なお、1箇所の清掃写真が添付されている。

公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターに95,560円で再委託し、年52回実施。なお、トイレとその周辺の清掃作業写真が添付されている。

公衆トイレのトイレトペーパーの補給については、(社)坂出市シルバー人材センターへ2,200円で再委託して実施

イ 白峰園地維持管理

公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターに95,560円で再委託し、年52回実施。なお、トイレの清掃作業写真が添付されている。

公衆トイレのトイレトペーパーの補給については、(社)坂出市シルバー人材センターへ2,200円で再委託して実施

ウ 大崎山園地維持管理

園地の除草については、坂出観光ボランティア会に201,500円分で再委託し、年1回実施。なお、2箇所の除草作業写真が添付されている。

園地の清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターに305,430円分で再委託し、年24回実施。なお、2箇所の清掃写真が添付されている。

公衆トイレの清掃については、(社)坂出市シルバー人材センターに190,120円で再委託し、水洗及び汲取の2箇所をそれぞれ年52回実施。なお、トイレとその周辺の清掃作業写真が添付されている。

公衆トイレのトイレトペーパーの補給については、(社)坂出市シルバー人材センターへ5,400円で再委託して実施

(9) 平成19年度園地維持管理業務(城山・白峰・大崎山)委託料の支出

坂出市観光協会から平成20年4月30日付け請求書が県に対して提出され、県環境森林部吉田次長が、同日、起案のうえ部長決裁事項を自ら代決して支出命令を行い、平成19年度委託料1,378,760円(城山園地分578,550円、白峰園地分97,760円、大崎山園地分702,450円)が県から坂出市観光協会へ同年5月27日に支出されている。

(10) 県の坂出市側に対する働きかけ

平成20年5月29日、みどり保全課西原課長補佐及び貞廣副主幹が、香川県観光協会の清掃活動に係る実績報告書の提出を受けて坂出市観光協会を訪れ、同協会井上事務局長(同年4月1日着任)から概況を聴取するが、帳簿等の確認はできていない。

同年6月20日、西原課長補佐及び貞廣副主幹が坂出市観光協会を訪れ調査を申し入れるが拒否されている。

同年8月29日、西原課長補佐及び貞廣副主幹が坂出市役所を訪問し、商工観光課濱田課長及び市観光協会井上事務局長らと面談し、速やかな返還のため協議を再開することを求めている。

(11) 坂出市観光協会に契約不履行があった旨の新聞報道

平成20年9月4日、山陽新聞に、県から園地維持管理業務の委託を受けている坂出市観光協会に契約不履行の事実がある内容の記事が掲載された。その要旨は次のとおり

「平成19年度は、大崎山で年104回、城山で年88回のトイレ清掃が、実際はそれぞれ52回し

が行われていなかった。年2回契約の周辺草刈りも1回ずつの実施だった。このため県は年194万円の委託料のうち不履行分56万円を減額し、138万円を支払った。

平成14年度から同18年度分についても同様に一部不履行を確認。現時点で5年間の不履行分は約350万円とみられる。」

なお、新聞報道があった後の同年9月17日、西原課長補佐らが、坂出市役所を再訪し、商工観光課濱田課長、市観光協会井上事務局長らと面談のうえ、返還に向けた交渉を行っている。

(12) 請求人による住民監査請求

平成20年10月7日、請求人が本件事案について、住民監査請求書提出

(13) 県から請求人に対する情報公開

平成20年10月20日、請求人からの情報公開請求に対し、県が本件事案について県情報公開条例に基づき情報公開

(14) 県による平成14年度から同18年度までに係る返還請求額の調査・請求

県は、平成20年10月20日及び同月24日付け文書により、坂出市観光協会に対して、平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務に係る帳簿書類の写しの提出を求め、同月31日に提出を受けて、平成14年度から同18年度までの返還請求権の額について調査を実施

県は、平成20年11月28日、返還請求額5,294,604円（うち利息911,364円）について、自治法第231条の規定に基づき調定し、坂出市観光協会に対して納入の通知

2 監査委員の判断

請求人は、住民監査請求書において摘示した事実が自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」又は「違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実」に該当すると主張しており、当監査委員は、事実を調査のうえ、これらの要件に該当するか否かについて以下のとおり検討した。

(1) 県に自治法第242条第1項の「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるか否かについて

① 自治法第242条第1項の「財産」とは同法第237条第1項の「財産」をいい、この中でいう「債権」とは同法第240条第1項の「債権」をいう。そこで、本件監査請求時点において、県は、坂出市観光協会に対して、平成14年度から同18年度までの委託料約350万円の返還請求権という同法第240条第1項の「債権」を有しているか否かについてまず検討する。

ア 当監査委員は、平成20年10月9日付け文書で、県環境森林部瀧本部長に対して、請求人から提出のあった事実証明書1（平成20年9月4日付山陽新聞記事）において、県が5年間の不履行分として坂出市観光協会に対して返還請求を求めているという約350万円の算出根拠とその裏付けとなった資料の提出を求めたところ、坂出市商工観光課あてに平成19年12月25日にみどり保全課から電子メールで送付された「瀬戸内海国立公園園地維持管理業務委託金の返還額積算表」と同一内容の文書が提出された（ただし、一部誤記が認められた。）。

次に、当監査委員は、平成20年10月17日付け文書で、瀧本部長に対して、県が坂出市観光協会に対して約350万円（利息を含む。）の返還請求権を有すると判断するに至った把握事実及びその事実を証する資料の提出を求めた。これについては、該当資料が存在しないため、当該資料に代えて石垣課長及び貞廣副主幹の陳述書（平成20年10月23日付け）が提出された。両名の陳述書によると、平成19年11月20日から同年12月20日にかけて、両名は、坂出市観光協会塩田事務局長らから、県と同協会との間で締結された園地維持管理業務について、同協

会に契約不履行の事実があった旨の発言（1 事実関係の確認（3）返還問題の端緒）を聴取したということであった。

その次に、当監査委員は、平成20年10月28日付け文書で、瀧本部長に対して、同部長から石垣課長及び貞廣副主幹に対して、両名が坂出市観光協会塩田事務局長らから聴取した契約不履行の事実があった旨の発言内容を証する資料の存否について確認を求め、存在する場合にはその写しを、該当資料が存在しない場合には両名の理由書を提出するよう求めた。これについては、該当資料が存在しないため、両名の理由書（平成20年10月30日・31日付け）が提出された。両名の理由書によると、いずれも、坂出市観光協会塩田事務局長らの発言内容を証する書面は存在せず、当該書面が存在しないのは同事務局長らから何ら反論が示されなかったことによるというものであった。

以上のとおり、石垣課長及び貞廣副主幹は、平成19年11月20日から同年12月20日にかけて、坂出市観光協会塩田事務局長らから、県と同協会との間で締結された園地維持管理業務について、同協会に契約不履行の事実があった旨の発言を聴取したものの、その内容を録取した書面を作成したうえ、当該書面上に陳述者からその内容に相違ない旨の署名押印を求めるなどの事実を確定するための手続を行っておらず、同協会事務局長らの発言内容を客観的に証する資料は一切存在していない。

したがって、当監査委員としては、石垣課長及び貞廣副主幹から提出を受けた陳述書（平成20年10月23日付け・同年10月30日付け・同年10月31日付け）からすれば坂出市観光協会に園地維持管理業務に係る契約不履行があったという事実の存在が推測されるものの、両名が聴取したという同協会事務局長らの発言内容を客観的に裏付ける資料が存在していない以上、両名の当該陳述書のみでは、同協会に契約不履行の事実があったと認定することはできず、県が同協会に対して返還請求権の額約350万円を確定的に取得しているという認定することはできなかった。

イ また、平成19年12月25日に、県みどり保全課から、3,522,871円の返還額積算表が電子メールで坂出市に送付されているところから、当監査委員は、当該電子メールの記載内容の根拠となる県が坂出市観光協会に対して金額3,522,871円の返還請求権を有すると意思決定をした香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）に基づく決裁文書の提出を瀧本部長に求めたところ、存在しないとの回答であった。したがって、当監査委員は、この電子メールに記載された返還額3,522,871円は、自治法第231条の規定に基づき調定されたものではなく、県事務決裁規程に基づく決裁手続も経ていないものと判断せざるを得ず、県として返還請求額を確定的に意思決定したものと認定をすることはできなかった。

ウ 次に、石垣課長及び貞廣副主幹の両名が平成19年11月から同年12月20日にかけて坂出市観光協会塩田事務局長らから聴取した内容を根拠に、同協会の契約不履行部分について、自治法第231条の規定に基づき委託料（平成14年度～18年度）の返還請求額の調定及び納入の通知を行うことが法的に可能であるか否かについてである。

この点について、当監査委員から、平成20年10月17日付け文書で、瀧本部長に対して、その時点に至るまで自治法第231条の規定に基づいて調定及び納入の通知をしていない理由について質したところ、同部長から、平成14年度分から同18年度分までに係る県から坂出市観光協会への委託業務の履行状況については、県と同協会との間で事実確認の一致をみるに至っていなかったため、という回答であった。

一方、歳入の調定は県事務決裁規程では課長専決事項であることから、石垣課長に対し、①平成19年12月25日に坂出市に電子メールした返還額3,522,871円について、その時点において、自治法第231条の規定に基づき調定及び納入の通知をすることが法的に可能であったか否か、及びその理由、また、②調定及び納入の通知をすることが法的に可能であったと考えるのであれば、その時点で調定及び納入の通知をしなかった理由を質したところ、「当職の個人的見解を問うものであるが、本件に係る業務執行に当たっては、法令の規定等に基づき、処理したものである。」と、明確な回答は示されなかった（平成20年11月5日付け陳述書）。

当監査委員としては、坂出市観光協会塩田事務局長らの発言内容を客観的に証する書面等が存在していない以上、自治法第231条の規定に基づく調定及び納入の通知をすることは法的に困難であると思料せざるを得ない。

エ 以上により、当監査委員は、本件監査請求時点においては、県が坂出市観光協会に対して、自治法第237条第1項の「財産」である同法第240条第1項の「債権」を有しているものと判断することはできなかった。

- ② 本件監査請求において、請求人は、「2002年から2006年度分については、契約した業務のうち5年間で約350万円分の業務が履行されていないことも判明したにもかかわらず、2007年度分の委託料から相殺することもせず、2007年度分の履行分についてのみ精算払いしている。」と主張しており、この点について検討する。

請求人の主張は、県は、平成20年5月27日に、坂出市観光協会に対して平成19年度委託料として1,378,760円を支出しているが、県は平成14年度から同18年度までの返還金約350万円をもって、坂出市観光協会に対する当該委託料支払債務を相殺することなく当該委託料を同協会に支出しており、そのことが自治法第242条第1項の「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するという内容と解される。

自治法第210条に規定する総計予算主義の下では、地方公共団体が、その有する債権でもってその債務を相殺に供するためには、相殺に供する債権（自働債権）の全額を歳入予算、相殺する債務（受働債権）の全額を歳出予算として計上する必要がある。したがって、県がその有する債権でもって、その債務を相殺するためには、当該債権について、金額を確定したうえ、同法第231条の規定に基づき調定し、納入の通知を行っておく必要がある。

しかし、上記(1)①のとおり、平成19年12月25日に県みどり保全課から坂出市へ送付されていた電子メールは、自治法第231条の規定に基づく調定及び納入の通知に該当せず、また、坂出市観光協会塩田事務局長らからの発言内容を客観的に証する書面等が存在していない以上同法第231条の規定に基づく調定及び納入の通知をすることは法的に困難であったものと思料される。

したがって、県は、平成19年度出納閉鎖期限までに返還請求額（平成14年度から同18年度までの委託料）が確定していない以上相殺をすることはできず、県が当該相殺をしなかったことは、自治法第242条第1項の「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当しないものと判断される。

- ③ 以上により、請求人が本件監査請求書において摘示した事実は、自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当しない。
- (2) 県に自治法第242条第1項の「違法又は不当に公金の徴収を怠る事実」があるか否かにつ

いて

- ① 上記(1)①のとおり、当該監査請求時点において、県は、坂出市観光協会に対して、自治法第240条第1項の「債権」を有するものではないが、石垣課長及び貞廣副主幹が、平成19年11月20日から同年12月13日までにかけて坂出市観光協会塩田事務局長らから、同協会が平成14年度から同18年度までの園地維持管理業務委託契約を仕様書どおりに履行していないという発言内容を聴取しているところであり、その時点において、契約不履行に伴う委託料返還請求権という債権の発生原因事実が存在することを推測させる事実を認識しているところである。したがって、その時点以後、県は、坂出市観光協会塩田事務局長らの発言内容を裏付ける調査を実施し、遅滞なく当該返還請求権の額を確定して同協会に対して請求すべきものであったと思料される。

ところで、自治法第242条第1項の「公金の賦課徴収を怠る事実」には、租税の課税要件を充足する事実が存在しているにもかかわらず賦課処分を怠る場合などが該当すると解されているところから、同条同項の「公金」とは「公金となるべき金銭」というほどの意味と解される。一方、県が締結した私法上の契約について債務不履行の事実が存在する場合に、県が民法等の規定に基づき請求する賠償金ないし返還金も、「公金となるべき金銭」に該当する。したがって、県が、坂出市観光協会塩田事務局長らの発言内容を裏付ける調査を実施し、当該返還請求権の額を確定して同協会に対して請求を行っていく一連の事務は、同条同項の「公金の徴収」に当たると解される。

- ② 県は、本件監査請求書が提出された後、平成20年10月20日及び同月24日付け文書により、坂出市観光協会に対して、平成14年度から同18年度までの委託業務に関する帳簿書類の提出を求め、同月31日に提出を受けて、平成14年度から同18年度までの返還額について調査を実施のうえ確定し、平成20年11月28日に自治法第231条の規定に基づき調定し、同協会に対して納入の通知を行ったところである。

しかし、当該調定・納入の通知は、本件監査請求の審査期限である平成20年12月6日(土)の8日前になされたものであり、この審査残日数は、当監査委員が、当該調定・納入の通知の額に対して、その積算の妥当性を審査し意見を述べるために必要な相当期間であるとは認め難い。このため、当監査委員は、当該調定・納入の通知の額を本件監査請求事案の内容を審査するに当たっての資料として採用することはできず、県が同年11月28日に坂出市観光協会に対して返還額の調定・納入の通知を行ったことにより本件監査請求の利益が喪失したものと認めることはできない。

そこで、当監査委員は、県が、平成19年11月20日に、債権の発生原因事実が存在することを推測させる事実を認識してから、その事実を端緒に返還金額を確定させるための調査を開始するまでに、約11ヶ月を経過しているところであるが、このことが、自治法第242条第1項の「違法又は不当に公金の徴収を怠る事実」に該当するか否か、について以下検討する。

ア 本件園地維持管理業務委託契約は私法上の契約であり、当該契約について、相手方に債務不履行の疑義が生じた場合、県は事実関係を調査し、返還請求権の額の確定等の事務を進め、自治法第231条の規定に基づき調定及び納入の通知を行うことになるが、それまでの間の事務については、自治法をはじめ県会計規則等の財務法規には、その処理方法の規準となるべき特段の規定は存在していない。したがって、規準となるべき規定が存在していない以上、本件債務不履行の事実を調査のうえ返還請求権の額を確定して自治法第231条の規定に

基づく調定及び納入の通知を行うまでの間の県の公金徴収事務が、財務法規に違背するということはあり得ない。

イ(a) では、本件監査請求事案の場合において、財務法規違背以外の「違法性」又は「不当性」があるか否かであるが、一般的に、県が締結した私法上の契約について債務不履行の事実が認識された場合、損害賠償を求めるとしては、①民事訴訟を提起し、裁判所の法的判断を受けて強制的に損害賠償を求めるという法的訴訟手法、又は②信義誠実の原則（民法第1条第2項）の下、相手方との信頼関係を保ちながら話し合いで損害賠償を求めるといった協議的手法があり、必ずしも債務不履行の事実が認識されたからといって直ちに法的訴訟手法を講じなければならないとされているわけではない。このいずれの手法を用いるかは、個別の事案の内容に応じて、解決の困難度、解決に見込まれる時間・経費・労力等のコストなどの要素をも考慮に入れて選択すべきことであり、県の判断に委ねられた裁量事項に属するものと思料されることである。しかしながら、意図的に損害賠償請求事務を遅延させるために協議的手法を用いるなど、その選択が社会通念上妥当性を欠き、裁量の範囲を超えている場合には不当性又は違法性を帯びるものと思料される。

そこで、本件監査請求事案の場合、県は、平成14年度から同18年度までの委託料返還請求額の確定について、坂出市側との協議が膠着状態に陥った平成20年1月8日以降も、坂出市観光協会に対して法的訴訟手法を講じる措置を行っておらず、協議的手法を用いてきたものと思料されることであるが、この県が行ってきた一連の損害賠償請求事務に関する交渉経緯において、社会通念上の妥当性を欠いた点があったか否かについて検討する。

(b) まず、平成20年1月8日以降県と坂出市側との協議が膠着状態に陥ったのは、坂出市側の姿勢にも問題はあつたものの、県が平成19年度園地維持管理業務委託契約の締結事務を半年以上も遅延させて前金払いもせず、その契約の取り扱いについても年度末の平成20年3月17日になるまで不安定な状態に置いたということにも問題があつたと思料されることである。また、県職員が、坂出市側から不履行事実を聴取した際、その時々において、その内容を客観的な証拠として保全しておくという初歩的な手続を行っておらず、事実確定のための初動段階の調査において不十分な点があつたこともその大きな原因の一つであつたといわざるを得ない。県は、職員が、許認可事務や金銭の徴収・支払を伴う事務を行う場合には、後日、事実関係の認識について交渉相手方と齟齬が生じないよう、交渉の都度、具体的な記録を残し、必要に応じて相手方の署名・押印を求めるなどの証拠保全措置を講じるよう今後指導する必要があると思料される。

次に、坂出市側との協議が膠着状態に陥った平成20年1月8日以降本件監査請求書が提出されるまでの間における県の坂出市側に対する働きかけは、①平成20年1月18日、石垣課長と貞廣副主幹が、市商工観光課を訪れて濱田課長らと面談し、返還を要する額の積算根拠を再度説明のうえ、速やかな返還と返還手続の協議を求める、②同年3月17日、石垣課長と川田副主幹が、市商工観光課を訪れて濱田課長らと面談し、協議の再開を求めるが、合意には至らなかつた、③同年5月29日、西原課長補佐と貞廣副主幹が、香川県観光協会の清掃活動分に係る実績報告書の提出を受けて市観光協会を訪れ、同協会井上事務局長（同年4月1日着任）から概況を聴取するが、帳簿等の確認はできなかつた、④同年6月20日、西原課長補佐と貞廣副主幹が市観光協会を訪れて調査を申し入れるが拒否される、⑤同年8月29日、西原課長補佐と貞廣副主幹が市商工観光課を訪れて濱田課長及び市観光協

会井上事務局長らと面談し、速やかな返還のため協議を再開することを求める、というように、その返還交渉は、県が意図的に返還手続を遅延させたという特段の事実の存在は認定できなかったものの、県が損害を被っていることを推測させる事実が認識されているにもかかわらず、契約上の権利を行使して公文書により帳簿書類の閲覧・交付を求めるなど、契約不履行事実を確定していくという積極的な調査を行っておらず、緩慢であったと言わざるを得ない。

(c) 県は、本件監査請求書が提出されるに至り、坂出市観光協会に対して、平成14年度から同18年度までの業務委託に係る帳簿書類の提出を、初めて公文書により求めて調査を開始したところであるが、上記の交渉経緯からすると、それ以前において坂出市側には任意の返還交渉に応じようとする姿勢があったものとは窺えず、県は、坂出市側が協議的手法を用いても返還交渉に応じる見込みが無いと判断された時点において、法的訴訟手法を講じることも視野に入れ、少なくとも契約上の権利を行使して公文書により帳簿書類の閲覧・交付を求めるべきものであったものと思料される所である。

県は、本件監査請求以前に、坂出市観光協会に対して契約上の権利を行使して公文書により帳簿書類の閲覧・交付を求め、契約不履行事実を確定していくこともできたはずであり、この点において、当監査委員は、県の坂出市側に対する返還交渉には、県民からの誤解を招くところがあったことも否定できず、社会通念上の妥当性を欠いたところがあったものと思料せざるを得ない。

- ③ 以上のとおり、県は、平成19年11月20日に債権の発生原因事実が存在することを推測させる事実を認識してから、その事実を端緒に金額の確定した具体的な債権とするための調査を開始するまで、約11ヶ月を要しているところであるが、この間に適切な調査を実施しておらず、このことは自治法第242条第1項の「不当に公金の徴収を怠る事実」に該当するものと判断される。

(3) 結論

以上により、当監査委員は、請求人の請求内容のうち「不当に公金の徴収を怠る事実」の部分については、自治法第242条第1項の規定に該当することから、県に対して、平成14年度から同18年度までに係る園地維持管理業務の委託契約に関する坂出市観光協会の契約不履行事実について、調査のうえ返還請求権の額を確定し、同協会に対して請求すべきことを勧告するものである。ただし、当該勧告内容のうち、調査のうえ返還請求権の額を確定し、同協会に対して請求すべき部分については、平成20年11月28日に県の措置が行われたところである。

なお、付言するに、本件園地維持管理業務委託契約は、私法上の契約であり、当監査委員は、あくまでも財務会計上の行為又は不作為が自治法、県会計規則等の財務会計法規に照らして適切に行われているか否かを審査する機関であって、私法上の契約についてその履行を巡り当事者間に見解の対立が生じた場合、その紛争を裁断する権限を有するものではない。

3 補足意見

- (1) 請求人は、平成19年度園地維持管理業務委託に係る支出命令による公金の支出については、自治法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」であると主張しておらず、当該契約及び支出命令自体は本件監査請求の対象となっていない。しかし、「その（平成19年度園地維持管理業務委託）の決裁は担当課長ではなく、次長が起案し部長に代わって次長自身が支出命令書を決裁し、しかも、決裁期日は記入されていないという極めて異常な形で行われている」と

主張し、当該支出命令書の写しを本件監査請求における「違法性又は不当性」を証する重要な書面として提出しているところである（事実証明書2～4）。また、「事務処理が適正になされたのかどうか」の検証を当監査委員に求めているところである。

については、当監査委員は、本件監査請求に関連するので、平成19年度園地維持管理業務委託に係る契約及び支出命令について、次のとおり意見を述べる。

- (2)① 第5 監査の結果 1 事実関係の確認 (7)によると、大崎山・城山・白峰の3園地に係る平成19年度園地維持管理業務委託契約書は、その契約日が平成19年4月1日と記載されているが、担当課長によって決裁され（決裁時期は不明）、知事印が押印されたうえ（押印時期は不明）、平成20年3月17日に坂出市観光協会に発送されているところである。また、このうち大崎山・城山の2園地に係る平成19年度園地維持管理業務委託の変更契約についても、変更契約日が平成19年12月25日と記載されているが、同様の手続が行われ、平成20年3月17日に同協会に発送されたと推測されるところである。

自治法第234条第5項の規定によると、普通地方公共団体が契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、その意味は、現実に記名押印して契約を確定させた日をもって契約書の日付として記載すべきで、契約書中の契約日付を遡^{さく}及して記載するという取り扱いは認められず、現実に記名押印して契約を確定させた時点が契約の成立日になるものと解されている。したがって、実際と異なった遡^{さく}及された日を契約日付と記載する取り扱いは、自治法及び県会計規則上不適切であり、財務会計事務に従事する職員は厳に戒めなければならないところである。

本件監査請求事案の場合、本来の契約締結すべき時期から1年近く経過した時期に知事の記名押印された契約書が発送され、しかも同時に変更契約書も発送されるという不適切な処理が行われており、当監査委員は、これら契約及び変更契約は自治法及び県会計規則に照らして不適法であると言わざるを得ない。

② また、自治法第232条の4第1項の規定に基づく支出命令は、契約等の支出負担行為（同法第232条の3）を前提に行われる財務会計上の行為であり、会計管理者は支出命令を受けた場合においても当該支出負担行為が法令等に違反していないことを確認したうえでなければ支出をすることができないことから（同法第232条の4第2項）、その前提となる支出負担行為が法令等に適合していない場合には、その瑕疵^{かじ}が承継されると解される。したがって、本件監査請求に係る平成19年度園地維持管理業務委託に係る支出命令は、その起案・決裁という手続上の問題以前に、支出命令及び支出の前提となる支出負担行為に契約日付が遡^{さく}及されているという瑕疵^{かじ}があることから、その瑕疵^{かじ}が承継されたものであると解される。

③ 当監査委員は、県において、今後、自治法及び県会計規則等の法令に基づいた適切な契約締結事務の取り扱いを行うとともに、契約の適正な履行や精算の確認について徹底を図るよう必要な措置を講じることを強く要望するものである。